

# 平成30年度 認知症介護実践研修・実践リーダー研修

## ～新たな認知症介護のリーダーになるために～ 開催要綱

### 1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

### 2 主催 石川県

### 3 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会

### 4 期日 平成30年7月2日(月)～9月27日(木)

(1) 事前講座(9日間) 7月2日(月)～7月6日(金)、7月9日(月)～7月12日(木)

(2) 施設実習 7月13日(金)～9月1日(土)

① 他施設実習(2日間) 7月13日(金)、8月9日(木)

② 自施設実習(4週間) 7月14日(土)～9月1日(土)の間、1週間を4回

※他施設実習日を除く

(3) 総括講座(2日間) 9月26日(水)・27日(木)

### 5 会場

(1) 事前講座 石川県社会福祉会館別館 研修室2・3(金沢市八田町東1025番地)

(2) 施設実習 指定他施設及び自施設

(3) 総括講座 石川県社会福祉会館別館 研修室2・3(金沢市八田町東1025番地)

### 6 費用 受講料無料 ただし、実習に係る交通費等の経費は、受講者負担です。

### 7 受講対象 次の(1)(2)両方の要件に該当する者としてします。

(1) 石川県内の介護保険施設・事業者等(以下「施設」という。)において認知症介護に携わっている介護職員等であって認知症介護の経験年数が5年以上の者

※石川県内の介護保険施設・事業者等

・介護保険法第8条第24項に規定する介護保険施設

・介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者

・介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等

(2) 過去に「痴呆介護実務者研修(基礎課程)又は認知症介護実践研修(実践者研修)」を修了後、1年以上経過している者

### 8 定員 20名程度

## 9 研修プログラム（別紙「研修プログラム」参照）

- (1) 事前講座 認知症高齢者の介護に関する専門的知識、技術を習得します。
- (2) 施設実習
  - ① 他施設実習 他の受講生の施設にて実習を行います。単に見学するだけではなく、リーダーとしての視点で取り組みます。
  - ② 自施設実習 各自の職場又は指導者の施設にて実習を行います。自施設実習では、自ら実習課題を設定して取り組みます。  
※ 業務をしながらの実習では効果を得にくいため、実習期間中は実習課題に専念できるようにご配慮ください。（他の職員にもご協力願います。）
- (3) 総括講座 各自が事前講座、実習にて取得した知識・技術を実践できるようにします。

## 10 参加申込方法 次の(1)と(2)で申込み方法が異なります。

- (1) 本研修の受講により指定基準を満たすとして市町の長が適当と認めたる者

本研修は、指定認知症対応型共同生活介護事業所を短期利用させるための要件として受講が義務づけられています。詳しくは市町担当課にお問い合わせください。

※下記①の参加申込書による市町担当課申込み、②のホームページの入力、共に必要です。

- ① 参加申込書（様式1）にて市町担当課へ申込み下さい。
- ② 石川県社会福祉協議会ホームページの指定コーナーに、必要項目を入力してください。  
[13参照] ※FAX、メールでの申込みは、出来ません。
- ③ 申込受付期間は、5月10日(木)～5月18日(金)です。 ※締切厳守  
(なお、市町担当課から長寿生きがいセンターへの推薦締切日、5月23日(水) ※締切厳守)

- (2) 上記10(1)以外の者

※下記①の参加申込書による申込み、②のホームページの入力、共に必要です。

- ① 参加申込書（様式2）にて長寿生きがいセンターへ郵送又は来所により申込み下さい。
- ② 石川県社会福祉協議会ホームページの指定コーナーに、必要項目を入力してください。  
[13参照] ※FAX、メールでの申込みは不可です。
- ③ 申込受付期間は、5月31日(木)～6月4日(月)です。消印有効 ※締切厳守
- ④ 来所によりお持ちいただく場合は、5/31(木)、6/1(金)及び6/4(月)の9:00～17:00の時間帯でお願いいたします。  
※期間中以外の申込みは受け付けませんのでご注意ください。

## 11 受講者の決定

- (1) 定員の範囲で受講者を決定します。
- (2) 申込者が定員を超えた場合は、1施設1名（優先順位1位の方）とした上で、次のとおり受講者を決定します。

① 受講が義務付けられている10(1)の方を優先します。

ただし、市町長の推薦により申込みがあった場合でも、7(1)の要件に該当しない場合は優先受講の対象とはなりませんので、ご注意ください。

◆長寿生きがいセンターから市町担当課への受講可否通知を5月29日(火)頃に電子メールにて送信します。(各施設へは、市町担当課より連絡がいきます。)

なお、長寿生きがいセンターから各施設への受講可否通知は、5月30日(水)頃に電子メールにて送信します。

(送信予定日から2~3日経過しても通知が届かない場合は、長寿生きがいセンターまでお問い合わせください。)

② 上記①による受講者が決定した後、残りの受講枠については抽選とします。

1施設から1名とさせていただきますので、上記①により受講が決まった施設については、この受講枠から外させていただきます

なお、抽選は、施設単位とします。

◆長寿生きがいセンターから各施設へ受講可否通知を6月8日(金)頃に電子メールにて送信します。

(送信予定日から2~3日経過しても通知が届かない場合は、長寿生きがいセンターまでお問い合わせください。)

## 12 申込み・問合せ先

石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター 担当：長尾

〒920-3104 金沢市八田町東1025番地 石川県社会福祉会館別館

TEL (076) 258-3135 FAX (076) 258-3149

## 13 研修に関する留意事項

- (1) 本研修は、平成17年度のカリキュラム内容の見直しにより、「痴呆介護実務者研修 専門課程」から「認知症介護実践研修・実践リーダー研修」へと改称されたものです。
- (2) 「実習生受入のお願い」受講者が決定した施設には実習の受入れをお願いすることもありますので予めご了承ください。
- (3) 研修の目的を十分に理解していると認められない場合は、修了証書を交付しないことがありますので、ご注意ください。
- (4) 申込者におかれましては、実施要綱を必ず受講申込者本人に渡し、受講目的等を確認願います。

## 14 石川県社会福祉協議会ホームページ (URL : <http://www.isk-shakyo.or.jp>) 指定コーナーへの入力

10(1)、(2)とも、下記手順で必要事項を入力してください。(下記期間以外の入力無効)

- ・10(1)の場合の入力期間…5月10日(木)~5月18日(金)
- ・10(2)の場合の入力期間…5月31日(木)~6月4日(月)

## ホームページからの申込手順

- ①石川県社会福祉協議会サイト（URL：<http://www.isk-shakyo.or.jp/>）の上部メニュー「福祉の研修」ボタンをクリックしてください。
- ②「研修新着情報」の一覧が表示されています。ここには10件までしか表示されませんが、この他の受付中の研修は右上の「研修新着情報の一覧」をクリックすれば、すべてが表示されます。
- ③受講希望の研修名をクリックすれば、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ④希望の研修であることを確認のうえ、右欄に「要綱」と「申込」がありますが、この「申込」ボタンをクリックすると「研修申込」画面に変わります。
- ⑤必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「申込確認画面へ」で内容を確認し、「申し込む」ボタンをクリックして、申込完了です。
- ⑥申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、ご注意ください。（なお、このメールは受講承認の意味ではありません。）